

# 世界各国の 産業用 ヘンプ

第54回

## 米国 (5)

### ヘンプ解禁後に5900件もの意見を 反映して発効した「最終規則」

赤星 栄志 あかほし よしゆき

1974年滋賀県生まれ。日本大学農獣医学部卒。同大学院にて産業用ヘンプに関する研究により博士号(環境科学)を取得。99年よりヘンプの可能性と多様性に注目し、日本の大麻草に関する伝統文化復興と麻の研究開発に携わる。現在、日本大学生物資源科学部研究員などに在職。主な著書・編著に「ヘンプ読本」「大麻草解体新書」「大麻という農作物」がある。

米国では「2014年産業用ヘンプ農業法」が大学等研究機関と農業者による生産計画に基づく産業用ヘンプの栽培を一部解禁し、さらに「2018年農業法 (Farm Bill 2018)」によって約80年ぶりに全米でヘンプ栽培が全面的な解禁となった(本誌20年2月号参照)。医療用大麻が36州で、嗜好用大麻が16州でそれぞれ合法化されたが、連邦法による合法化を実現したのは産業用ヘンプだけだ。

農業法に基づく詳細な規則は19年10月に暫定的に公開されたが、その後、利害関係者への複数回にわたる公聴会や約5900件のパブリックコメントの指摘を踏まえて、21年3月に「最終規則」が発効した。重要な点を日本の大麻取締法と比較しながら紹介する。

#### 許容可能なTHC濃度

18年農業法ではTHC(テトラヒドロカンナビノール)濃度が0.3%の品種をヘンプと定めている。最終規則で特徴的なのは、測定の不確かさを加味した「許容可能なヘンプのTHC濃度」を定義づけたことである。例えば、THC濃度がばらつきを含む「 $0.35\% \pm 0.06\%$ 」という測定値であれば、下

限值0.29%から上限値0.41%までと幅がある。この場合、下限値0.29%が基準値0.3%を超えていないので、「許容可能」と解釈すると示したのだ。

また、同法律ではTHC濃度を「デルタ9-THC濃度」と表記している。その解釈については、「総THC量=THCA(テトラヒドロカンナビノール酸) $\times 0.877 + \text{THC}$ 」という換算式を使うことになった。ヘンプの植物体内でTHCは、主にTHCAの状態で存在しているが、脱炭酸を考慮した「総THC量」を指標とすることを意味する。

#### ヘンプの管轄は農務省

ちなみに日本の大麻取締法では、22年時点でTHCに基づく分類がそもそも規定されていない。ヘンプは18年農業法で、小麦やトウモロコシと同じ農産物に位置づけられ、所轄官庁を麻葉取締局(DEA)から農務省(USDA)の農業マーケティングサービス局(AMS)に移管した。AMSはヘンプ専用のウェブサイトを開設し、法的な関連情報を一元化した。THC濃度が0.3%を超えたものは「マリファナ」として、従来ど

おり規制物質法(CSA)に基づいて麻葉取締局が管轄する。

ヘンプの生産計画は、州が立て、農務省の承認を得て行なわれる。その生産計画に盛り込むべき要件も最終規則で規定している。

また、最終規則は日本の大麻栽培者の要件を記載している大麻取締法施行規則(昭和23年厚生・農林省令第一号)に相当する。ほとんど知られていないが、同規則は厚生労働省と農林水産省の共同管轄となっている。日米の法整備の違いを表1にまとめた。

#### THC検査と管理体制

最終規則では、THC濃度検査(以下、THC検査)や管理体制が細かく規定されている。主な項目に、①生産者は、サンプリング代行者によるTHC検査のためのサンプル採取後、30日以内に収穫すること、②サンプリングは頂部から5〜8インチ(12.7〜20.32cm)で切断すること、③サンプル採取数はガイドラインに従うこと。同じ品種であれば、1サンプル/1エーカー(0.4ha)、10サンプル/10エーカー(4ha)、76サンプル/100エーカー(40ha)につき76サンプルなどがある。

表1：日米のヘンプに関わる法整備の違い

	米国	日本
法律	2018年農業法	大麻取締法(1948年制定)
所管省庁	連邦農務省・州農務省	厚生労働省・都道府県
ヘンプの定義	THC濃度0.3%以下	THC濃度の基準なし
免許の種類	連邦：サンプリング代行者、検査機関(麻薬取締局所管) 各州：生産者、加工者、取扱者など	栽培者、研究者(都道府県知事が交付)
免許要件	犯罪歴の確認	栽培目的、麻薬中毒でないこと
免許取得手数料	州ごとに100～1,200ドル以上	1万円未満
申請書類	州ごとに規定あり	都道府県ごと
品種指定	(一部の州で規定あり)	栃木県のみ
THC検査	農場検査方式	原種管理方式(栃木県)
物流・保管	規定あり	規定なし
輸出入(HSコード、播種用種子)	規定あり	規定なし
罰則規定	規定あり(処分・修復)	規定あり(処分のみ)
製品基準	規定あり(抽出物はヘンプの定義と同じ)	規定なし
研究開発支援	連邦・各州ともにあり	なし
統計情報	連邦・各州ともにあり	あり
農業技術情報	連邦・各州ともにあり	なし
作物保険	対応可能になった	農業共済の対象外

THC検査を全米67カ所の麻薬取締局に登録された検査機関で行なう理由は、基準値0.3%を大幅に超えたサンプルは、ヘンプではなくマリファナとして扱わなければならないためだ。費用(農業事業体ごとの平均値)は、サンプリング+検査料に565ドル(6万2150円)、免許料などの管理費に800ドル(約8万8000円)など約15万円かかる。

当初公開された規則から大きく変わったのは、「違反となるのは、THC濃度が1.0%を超えたもの」とした点だ。THC濃度が0.3~1.0%でも、自主的に出荷

を取りやめて畑に鋤き込んだり堆肥化したり処分すれば、過失にならない。また再度検査で基準値以内に収まれば、花葉を除いた種子や茎は出荷できるようになった。

このTHC検査ビジネスに参入している日本企業がある。17年から(株)島津製作所の米国子会社がTHCなどの麻に含まれる機能的成分であるカンナビノイド11種類の濃度をわずか10分で検出する装置の検査機関への販売を手がけている(図1)。同社は専門家や企業等の関係者を集めた3000人規模の「カンナビノイド科学会議」の主要スポンサーをも担う。ヘン

### CBD用途なら高収益

プ専用カタログを作成し、カンナビノイドだけでなくテルペン類、残留農薬、残留溶媒、重金属、微生物・細菌、水分なども分析できる各装置に力を注いでいる。

ヘンプの作付面積は2万1660ha(21年)に及ぶが、欧州やカナダのように全米で共通の認証種子制度はない。一部の州では品種基準を満たした認証種子をリスト化し、推奨している。栽培したい農家は、各州農務省から生産者免許を取得した後、推奨品種を国内の種子会社から入手するほか、他の農産物と同じ手続きに則って海外から播種用種子を入手する。

トウモロコシの収益は、17~19年の全米平均で約17万円/haで、ヘンプ栽培でも繊維用・種子用の収益はそれと同程度だった(表2)。その一方でCBD製品向けは収益性が高く、トウモロコシの代替作物として作付けが広がっている。

日本では21年1~6月に厚生労働省が「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開き、麻の部位別規制(種子や茎は合法・花と葉は違法)からTHC濃度による成分規制に転換する方針が示された。引

表2：ヘンプ栽培の収益性の用途別比較(2019年、20年の実績を踏まえた推計)

用途	カンナビノイド	繊維(茎)	種子
価格(円/kg)	945	22	128
収量(kg/ha)	1,682	8,971	1,346
作付比率	80%	3%	17%
収益(千円/ha)	1,589	196	173

注：1ドル=110円換算  
カンナビノイド=ヘンプバイオマス中のCBD含有量：6%

【参考文献】『米国の2018年農業法のヘンプ最終規則(翻訳版)』は、北海道ヘンプ協会が解説Q&Aとともにホームページで公開している。日本の法整備の参考になる内容で、全96ページに及ぶ  
URL:https://www.hokkaido-hemp.net

図1：11種類のカンナビノイドに対応した分析装置(高速液体クロマトグラフ)



出典：島津製作所米国子会社ホームページ

き続き22年4月から同省審議会は大麻規制検討小委員会を設置し、大麻取締法の改正に向けた具体的な議論を行なっている。自民党所属の国会議員らが勉強会を発足するなど、ヘンプの規制緩和に向けた動きがようやく見えてきた。